

# 課税 だより

## 平成20年度

### 町民税・国民健康保険税・国民年金基金の控除を受けられる方は、証明書が必須です。

平成20年度の申告が始まります。

この申告は、平成20年度の町民税、国民健康保険税、介護保険料の課税、所得課税証明等の資料となる大切なものです。

申告をしなかった場合は、各種控除が認められず、ご本人に不利なことになりますので、申告書は期間内に提出してください。

#### 申告受付期間

2月4日(月)から

3月17日(月)まで

(土、日、祝日を除く。)

#### 申告受付等

申告書は、できるだけ郵送申告又は税務課、総合支所住民課へ提出いただくようご協力をお願いいたします。

出張申告の日程につきましては、例年どおり申告書に添付します。

なお、申告書は郵送します

が、申告の必要な方でお手元に届いていない方は税務課、各総合支所住民課、出張所に備え付けていますのでご利用ください。

#### 郵送申告について

収入のない方、申告書の書き方について相談の必要がない方は郵送での申告をお勧めします。「申告のてびき」を参考に申告書を作成し、必要書類を添付して返信用封筒で郵送してください。

今年度から返信用の封筒は切手を貼らなくてよいものになりました。

なお郵送の際には次の点にご注意ください。

- ①氏名・電話番号は必ず記入してください。
- ②給与収入、年金収入のある方は必ず源泉徴収票を添付してください。
- ③各種控除を受ける方は領収書や証明書を必ず添付してください。

※国民年金、国民年金基金の控除を受けられる方は、証明書の添付が必要です。

#### 申告しなければならない人

平成20年1月1日現在の町に在住し、かつ次のいずれかに該当する人

- ①農業、営業等の所得者で平成19年中(平成19年1月1日~12月31日)に所得のあった人
- ②給与所得者で、給与の支払者が「給与支払報告書」をいの町長に提出していない人
- ③給与所得の他に地代、家賃、配当、原稿料等の所得のあった人
- ④雑損、医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除、寄付金控除を受けようとする人
- ⑤公的年金等にかかる所得以外の所得を有しなかった人で、前記④の控除及び小規模企業共済等掛金控除、寡婦(寡夫)控除、配偶者特別

控除、同居老親などの扶養控除を受けようとする人

⑥所得課税証明の必要な人(健康保険、児童扶養手当、福祉年金等の関係で、証明が必要な人は申告しないと証明ができません。)

⑦国民健康保険の加入者及びその世帯の世帯主(収入の有無にかかわらず申告してください。)

⑧介護保険のサービスを受けようとする人

次に該当する人は申告の必要はありません。

- ①所得税の確定申告をする人
- ②給与所得者で、給与の支払者が「給与支払報告書」を、いの町長に提出している人
- ③生活扶助を受けている人

#### 申告に必要なもの

- ①印鑑
- ②所得の算出の基礎となる書類、帳簿、領収書、源泉徴収票

③国民年金、国民年金基金、小規模企業共済等掛金、生命保険、地震保険の証明書、医療費等の領収書又は証明書

#### 注意

①領収書、証明書の提出がない場合は、各種控除が受けられませんので、忘れないようにご持参ください。

※社会保険料控除のうち国民年金、国民年金基金については、金額の多少にかかわらず証明書の添付が必要です。

②申告は、個人単位です。で、同一世帯内に2人以上の申告義務者がいる場合、それぞれ申告をしなければなりません。

#### 問い合わせ

税務課  
☎ 893-1118  
吾北総合支所住民課  
☎ 867-2300  
本川総合支所住民課  
☎ 869-2112